

65歳以上の人の保険料

65歳以上の人の保険料は、算定された基準月額（6,630円）をもとに、前年中の収入や課税状況に応じて決定します。



旧保険料 (2015～2017年度)		新保険料 (2018～2020年度)			
保険料 段階	保険料 年額(円)	保険料 段階	対象となる人	算出方法	保険料 年額(円)
第1段階	34,300	第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準月額 ×12カ月×0.45	35,800
第2段階	53,400	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超、120万円以下の人	基準月額 ×12カ月×0.70	55,600
第3段階	57,300	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円超の人	基準月額 ×12カ月×0.75	59,600
第4段階	68,700	第4段階	世帯に市民税課税の人がいて、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準月額 ×12カ月×0.90	71,600
第5段階 (基準額)	76,400	第5段階 (基準額)	世帯に市民税課税の人がいて、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超の人	基準月額 ×12カ月×1.00	79,500
第6段階	91,600	第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.20	95,400
第7段階	99,300	第7段階	合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.30	103,400
第8段階	114,600	第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.50	119,300
第9段階	129,900	第9段階	合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.70	135,200
第10段階	141,300	第10段階	合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.85	147,100
第11段階	152,800	第11段階	合計所得金額が600万円以上の人	基準月額 ×12カ月×2.00	159,100

※介護保険法施行規則の改正により、第7段階と第8段階を分ける基準所得金額が190万円から200万円に、第8段階と第9段階を分ける基準所得金額が290万円から300万円にそれぞれ改正されました。

※第1段階の保険料率は、介護保険法施行令に基づく公費の投入により、引き続き0.50を0.45としています。

利用者負担割合の判定要件（8月サービス利用分から）

利用者負担割合			
要支援・要介護認定を受けている 第1号被保険者	本人の合計所得金額が220万円以上	下記以外の場合	3割
		同一世帯の第1号被保険者（本人含む）の年金収入額+その他の合計所得金額が	単身世帯は340万円未満 2人以上世帯は463万円未満
	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合	2割
		同一世帯の第1号被保険者（本人含む）の年金収入額+その他の合計所得金額が	単身世帯は280万円未満 2人以上世帯は346万円未満
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割

※第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担となります。

65歳以上の人の 介護保険料が変わります

平成30年度から3年間の介護保険事業を行なっていく上での指針となる介護保険事業計画の見直しが行われ、この計画に基づき介護保険料も3年に一度の改定が行われました。

介護保険料は、今後3年間に於けるヘルパー派遣やデイサービスなどの介護サービスの見込み量によって決定され、介護サービスの見込み量が増えるほど、保険料が上がる仕組みとなっています。

今回の改定により、平成30年度以降3年間の65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料基準月額は、6,630円に決まりました。

【介護保険課】

第6期計画
(2015～2017年度)

保険料としていただく額
42億3,128万8,000円

÷12カ月
=6,368円
(基準月額)

保険料を納めていただく人
55,371人

第7期計画
(2018～2020年度)

保険料としていただく額
46億9,244万9,000円

÷12カ月
=6,630円
(基準月額)

保険料を納めていただく人
58,980人

保険料上昇の考え方

65歳以上の人の保険料は、65歳以上の人が負担すべき金額を65歳以上の人数で割った数字となります。つまり、保険料の上昇は、65歳以上の人が負担すべき金額が増加、もしくは65歳以上の人数が減少したときに起こります。

保険料改定の主な要因

▼65歳以上の人の負担割合の増加
介護給付費（在宅サービスや施設サービスなどを利用した際に介護保険から支払われる費用）のうち50%は、国・県・市の公費で負担しています。

残りの50%を65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者で負担することになっていますが、今回の制度改正により、第1号被保険者の負担割合が22%から23%に変更されました。

▼介護サービス利用者の増加
本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、31.0%（平成30年4月末時点）と全国平均より高い水準で推移し、今後も引き続き上昇が見込まれるため、介護サービス利用者の増加を想定しています。

▼介護報酬の改定

介護サービスを提供した事業所に対して支払われる報酬が平成30年度から0.54%増となりました。また、来年予定されている消費税の引き上げや、介護従事者に対する処遇改善に伴う報酬改定についても想定されています。

介護保険法改正による8月からの主な変更点

▼利用者負担割合の改正
これまで介護保険サービスを利用したときの利用者負担割合は1割もしくは2割でしたが、2割負担の人のうち特に所得の高い人については3割負担とする改正が行われました。8月のサービス利用分から、本人および同じ世帯の第1号被保険者の年金収入額や合計所得金額などによって1割・3割の負担となります。

橋本さわやか長寿プラン21の閲覧について

「橋本さわやか長寿プラン21 橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、介護保険課、いきいき長寿課（地域包括支援センター）で閲覧することができます。また、市ホームページにも掲載しています。